

後期高齢者医療保険料 特別徴収による納付希望申出書

練馬区長 宛

私は、後期高齢者医療保険料の納付方法について、下記のとおり申し出ます。

- ・年金からの引き落とし（特別徴収）による納付を希望すること
- ・特別徴収ができない場合、現在登録のある口座からの引き落としとすること

申出日： 年 月 日

被保険者 番号		生年月日	明・大・昭 年 月 日
被保険者 氏名			
住所	〒 —		
電話番号	— —		

<注意事項>

- 年金からの引き落としの開始は、1年に1度（10月開始のみ）です。
時期によっては、開始まで1年以上お待ちいただく場合があります。
- 下記の条件に当てはまる方は、口座からの引き落としが継続します。
 - ・練馬区の介護保険料が年金から引き落とされていない方
 - ・引き落とし対象の年金の受給額が年額18万円未満の方
 - ・練馬区の介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金1回あたりの受給額の2分の1を超える方